

資料 2-1-3

平成 25 年 9 月 17 日 風力部会資料

宇久島風力発電事業

環境影響評価方法書についての意見の概要と当社の見解

平成 25 年 7 月

グリーンパワー株式会社

日本風力開発株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	3
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	3
(1) 公告の日	
(2) 公告の方法	
(3) 縦覧場所	
(4) 縦覧期間	
(5) 意見者数	
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	
(2) 開催場所	
(3) 参加者数	
3. 環境影響評価方法書についての意見	4
(1) 意見書の提出期間	
(2) 意見書の提出方法	
(3) 意見書の提出状況	
(別紙1－1～6)	5～11
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解	12

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、下記の通り方法書を作成した旨及びその他事項につき公告し、方法書を公告の日から起算し1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成25年3月29日（金）

(2) 公告の方法

平成25年3月29日（金）付け、日刊新聞紙に公告を掲載（別紙1-1）。

- ・長崎新聞（朝刊29面）
- ・西日本新聞長崎版（朝刊31面）、佐世保版（朝刊30面）
- ・讀賣新聞長崎版（朝刊35面）、佐世保版（朝刊35面）
- ・朝日新聞長崎版（朝刊33面）、佐世保版（朝刊33面）

(3) 縦覧場所

以下の箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施。

① 覧場所

長崎県庁県民センター	（長崎県長崎市江戸町2-13）
長崎県県北振興局	（長崎県佐世保市木場田町3-25）
佐世保市環境センター	（長崎県佐世保市稻荷町1-8）
小値賀町役場	（長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1）
宇久島風力発電事務所	（長崎県佐世保市宇久町平3032-3）
瀬尾泰平邸	（長崎県佐世保市宇久町神浦3186-1）
寺島公民館	（長崎県佐世保市宇久町寺島919-7）

②インターネットの利用

当社（グリーンパワー株）ホームページに掲載（別紙1-2）。

(4) 縦覧期間（別紙1-3）

平成25年3月29日（金）～5月14日（火）

9時～17時

（縦覧期間1ヵ月後の意見募集期間2週間の間も縦覧を実施）

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催（別紙1-4）

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、以下の要領で説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告にて行ったが、宇久町内においては開催1週間前に説明会開催案内（別紙1-5）を地元自治会等へ配布した。

なお、小値賀町内においては、小値賀町役場との協議により、直接の影響項目である

景観についての評価書案（準備書）が出来た段階で、縦覧及び説明会を開催することとなったため、方法書の説明会は開催しなかった。

(1) 開催日時

平成25年4月25日（木） 19時～21時

(2) 開催場所

宇久地区公民館（長崎県佐世保市宇久町平2691）

(3) 参加者数

28名

3. 環境影響評価方法書についての意見

(1) 意見の提出期間

平成25年3月29日（金）～5月14日（火）

（縦覧期間1ヶ月及び意見募集期間2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

①縦覧場所備え付けの意見箱への投函（別紙1-6）

②当社（グリーンパワー㈱）への郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書提出総数 21通

（内訳）

佐世保市環境センター 1通

小値賀町役場 1通

郵送 19通

意見総数 361件

（内、環境の保全の見地からの意見[重複意見含む] 70件）

○公告記事

お知らせ	
<p>「環境影響評価法」に基づき、「宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成し、左記により施設及び影響評価の提出についてお知らせいたしますので、ご賛同を賜りますようお願いいたします。</p>	
一、事業者の名称	クリーンパワー株式会社
代表者の氏名	日本風力開発株式会社 代表取締役 秋吉清一郎
事業所の所在地	日本風力開発株式会社 代表取締役 橋添正幸 東京都大田区蒲田二丁目三〇番十一号
二、対象事業の名称	宇久島風力発電事業
規模	風力発電所 計出力 最大十万キロワット 発電設備の台数 最大五〇基
三、対象事業実施区域	長崎県佐世保市宇久町
四、環境影響を受ける範囲	長崎県佐世保市宇久町 北松原町小幡町 佐世保市環境センター、宇久島風力発電事業所 (宇久町平)、漁業課(宇久町本郷)、小幡町役場 (以上(以下では十日・曜日を除く午前九時から午後七時まで)) 環境は次のウェブページにて実施する。 http://gp-greenpower.jp/
期間	平成二十五年四月十九日(金)から
六、意見書の提出	環境影響評価方法書について、環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・連絡(環境の理由を含む)をご記入のうえ、環境課所に提出して下さい。また意見書等につき困りごとがある場合は、問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。なお、説明会場でも当日ご意見を受け付けます。
七、住民説明会の開催を予定する場所・時間	宇久地区公民館(佐世保市宇久町平) 四月二十五日(木)十九時より
八、問い合わせ先	クリーンパワー株式会社 〒一四四一〇〇五 東京都大田区蒲田二丁目三〇番十一号 電話 〇三(5711)一四六八(担当 秋吉)

(別紙 1 - 2)

○電子縦覧（グリーンパワー株式会社ホームページ）

The screenshot shows the homepage of GreenPower (グリーンパワー) 株式会社. At the top, there is a navigation bar with links for 'お知らせ' (News), 'ホーム' (Home), '会社概要' (Company Profile), '業務実績' (Business Achievements), and 'EC事業部' (EC Department). Below the navigation bar, there is a section titled 'お知らせ / news' featuring several small thumbnail images. A table lists two news items:

日付	コメント
2013.3.29	平戸風力発電事業に係わる環境影響評価方法書の収録を開始しました。 平戸 (収録開始箇所)(PDF)
2013.3.29	宇久島風力発電事業に係わる環境影響評価方法書の収録を開始しました。 宇久島 (収録開始箇所)(PDF)

Below the news section, there is a message from the company:

どうしてら風車を建てたいか、どうしていいかわからない。
風車を建てたけれど計画通りいかず上手くいかない。
業者に代金を支払ったら急に対応が悪くなったり。
そんな悩みをお持ちの方は、すぐに弊社にご相談ください。

The screenshot shows a document titled '平成 26 年 3 月 29 日' (March 29, 2014) from 'グリーンパワー株式会社' (GreenPower Co., Ltd.). The document is a notice regarding the '宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書' (Environmental Impact Assessment Methodology Book for Uki Island Wind Power Generation Project). It states that the methodology book has been published on the company's website. The document includes a table of contents and contact information for comments.

各 位

平成 26 年 3 月 29 日

グリーンパワー株式会社
代表取締役 秋吉 浩一郎

「宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書」電子縦覧のお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成し、
下記により公表いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 取扱者の名称 グリーンパワー株式会社
日本風力開発株式会社(共同事業者)
2. 被対象地 「宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書」
3. 調査方法 調査とご質問場合はお手数ですが下記URLにアクセスしてください
http://www.greennpower.jp/data/uksyukaku_hanhou_110329.pdf

4. 対象期間 平成 25 年 3 月 29 日 (金) ~ 4 月 30 日 (火)
平成 26 年 5 月 1 日 (水) ~ 5 月 14 日 (火)

5. 対象意見提出期間
6. 対象意見提出方法
7. 対象意見提出先

8. 本件お問い合わせ先

以上

平成25年 3月29日
グリーンパワー株式会社
日本風力開発株式会社

「宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書」を閲覧される方へ

長崎県佐世保市宇久町における風力発電所建設計画に関し、「環境影響評価法」に基づき「環境影響評価方法書」を下記の通り縦覧いたします。

本書の縦覧は、環境影響評価の手法について広く皆様方に知っていただき、ご理解・ご協力をいただくとともに、評価方法の見地から皆様方にご意見を伺うことを目的として行っております。

したがって、下記の点についてご注意いただきますようお願いいたします。

記

- ① 「宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書（以下、「本書」といいます。）」に対してのご意見を提出したい場合は、「意見用紙」に必要事項をご記入の上意見箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先まで郵送（5月14日当日消印有効）願います。
- ② 縦覧期間及び意見聴取期間は、次のとおりです。

縦覧期間 平成25年 3月29日より平成25年 4月30日まで
(土・日・祝日を除く)

時間 午前9時00分から午後5時00まで

意見聴取期間 平成25年 5月 1日より平成25年 5月14日まで
(土・日・祝日を除く)

時間 午前9時00分から午後5時00まで

- ③ なお、下記サイトにおいても電子縦覧を行っております。併せてご覧ください。

グリーンパワー(株)ホームページ <http://gp-greenpower.jp/>

- ④ 本書の縦覧場所以外への持ち出しおよび、写真撮影はご遠慮ください。

- ⑤ 本書は丁寧に閲覧いただき、破損の無いようにお願いいたします。

- ⑥ 閲覧の際は、お静かにお願いいたします。

- ⑦ 本書の記載内容に関してのお問い合わせは下記へお願いいたします。

◆ お問い合わせ先

グリーンパワー株式会社

〒144-0052

東京都大田区蒲田5-30-11

電話 03(5711)2468 (担当) 秋吉

以上

○説明会用資料

**宇久島風力発電事業
環境影響評価方法書の概要**

平成 25 年 4 月 25 日

はじめに

当社は、当社で計画しております『宇久島における風力発電計画』にご理解・ご協力をいたたきましてありがとうございます。

このたび風力発電所が完成した場合に、「今の生活や自然の環境はどう変わらるかを予測」するため、『環境影響評価法』という法律に基づいて調査や予測・評価を行います。

この資料は現在考えております事業の計画概要と、環境影響評価の調査や方法論の概要を掲載のみなさまにお知らせするものです。

事業者の名前、代表者の氏名、事務所の所在地

- 事業者の名称：グリーンパワー株式会社
- 代表者の氏名：代表取締役 秋吉 清一郎
- 主たる事務所の所在地：東京都大田区狛江 5-30-11 東京学生会館 905 号室

事業の目的

佐世保市宇久島及び対島に風力発電所を建設し、九州電力相浦発電所まで供給する長距離送電ケーブルを通じて、発生した電力を九州電力株式会社へ供給します。

- 発電量予測
年間約 287,300MWh（最大 30 年の場合）
- 年間約 68,400 ㎾ 分の電気使用量
(対象区域内 105,400 世帯の約 65% を宇久島で賄う)
- 代替効果
原油燃費約 80,000㎘/年
- 二酸化炭素の排出削減見込み 約 142,305t-CO₂/年

事業の規模

- 事業の名称：宇久島風力発電事業
- 設置される発電所の原動力の種類：風力（海上）
- 発電所の原動力の出力：最大 100,000kW (2,000kW 風力発電機を最大 50 台設置)
- ◆ 道程開始時間：平成 28 年 10 月より順次予定（今後変動する可能性があります）

風力発電機の外観図
※現時点での計画です。

対象事業実施区域の位置及びその周辺

所在地：長崎県佐世保市宇久町（宇久島、寺島）

* 風力発電機の設置位置は現時点での最大計画です。

事業スケジュール（予定）

工事	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
用地取り扱い	4月		7月				
測量・設計	9月		9月				
関係各所協議・申請	4月		7月				
基礎アセスメント	4月		5月				
風車建設工事			8月			8月	
試運転				4月 9月	2月 3月	9月 12月	
実運開始				10月 11月	3月 4月	9月 10月	
九州電力送電	4月					9月	

環境影響評価項目		○ 温室効果ガス [予測・評価のみ]		
この事業では、次の項目について、調査、予測及び評価を行う予定です。		環境調査項目と調査期間等		
◆ 自然環境の良好な状態の保持のため				
○ 大気環境 大気質 (空素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等)、騒音、低周波音、振動		観測調査項目		
○ 水環境 水質 (水の渾濁)		調査期間		
○ 他の環境 重要な地形及び地質、風車の影、電波障害		大気環境	気象 風向、風速、日射量 季節變化物 大気質 浮遊粒子状物質 PM10 PM2.5 騒音 周波数 低周波音 電波 電波 電波測定装置 水質 水質 流れ 土質 その他の 重要な地形及び地質 風車の影 電波障害 生物 鳥類 少小猛禽類 渡り鳥 両生類・爬虫類 昆虫類 淡水側類 底生動物 海面に生息する動物 植物 海域に生育する植物 生態系 地盤变形を防ぐ生態系 采耕 主要な野生动植物 人との自然との融和性 廃棄物等 (産業廃棄物)	1年間 春期、夏季、(冬季、冬季の各季に各7日毎) 浮遊粒子状物質 春季、夏季、(冬季、冬季の各季に各7日毎) PM10 PM2.5 騒音 周波数 低周波音 電波 電波 電波測定装置 水質 水質 流れ 土質 晴天時に1回 重要な地形及び地質 風車の影 電波障害 電波 鳥類 少小猛禽類 渡り鳥 両生類・爬虫類 昆虫類 淡水側類 底生動物 海面に生息する動物 植物 海域に生育する植物 生態系 地盤变形を防ぐ生態系 采耕 主要な野生动植物 人との自然との融和性 廃棄物等 (産業廃棄物)
◆ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため				
○ 動物 (重要な種及び目すべき生息地) (巣場に生息する動物)				
○ 植物 (重要な種及び重要な蓄積地) (巣場に生息する植物)				
○ 生態系 (地域を特徴づける生態系)				
◆ 人と自然との豊かな融和合いの確保のため		調査期間		
○ 景観 (主要な眺望点及び隣接資源並びに主要な眺望景観)		○ 温室効果ガス [予測・評価のみ]		
○ 主要な人と自然との融和合いの活動の場		環境調査項目と調査期間等		
◆ 地域への負荷の量の程度を予測するため		○ 温室効果ガス [予測・評価のみ]		
○ 廃棄物等 (産業廃棄物)		環境調査項目と調査期間等		

地図用ガス	測定用ガス	(測定直前は行いません)
-------	-------	--------------

現地調査の例

屋根の前に停う
騒音や振動音

テレビ電波障害

鳥類などの動物や植物

今後の手続きの流れ

手続きの流れは以下のとおりです。

地図のみなさまは、方法書の段階、環境影響評価準備書の段階において、環境保全の見地からの意見を述べることができます。

段時点

```

graph LR
    A[環境影響評価準備書の作成] --> B[(説明会の開催・  
意見書の提出・  
報告書の提出)]
    B --> C[(調査・予測調査の実施)]
    C --> D[環境影響評価準備書の作成]
    D --> E[説明会の開催  
(意見書の提出)  
準備書の公告・緑覧]
    E --> F[評価書の公告・緑覧]
  
```

どのような項目について、どのような調査を行ったのかといった内容を記載した方針書

方法書を踏まえて行った調査予測の結果をまとめた方針書

ご意見書を踏まえて調査予測が適正化した評価書

緑覧と意見書の提出について

◆ 緑覧の結果・時間
長崎県 県民センター、県北支県民、
佐世保市環境センター
宇久島風力発電事務所（宇久町平）、瀬尾奈平郎（宇久町神浦）、
寺島公民館（宇久町寺島）、
小崎式町公民館
(土曜・日曜・祝日を除く午後 9 時から午後 5 時まで)
※電子緑覧は次のウェブページにて実施しています。（<http://gp-greenpower.jp/>）

◆ 調査期間：平成 25 年 3 月 28 日（金）～平成 25 年 4 月 30 日（火）

◆ 意見書の提出期限：平成 25 年 5 月 14 日（火）（当日捺印有効）

◆ 請送の場合は送付先及び問い合わせ先
グリーンパワー株式会社
〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-30-11 東京学生会館 805 号室
電話 03-5711-2468 担当（伏宮）

みなさまへのお願い

- 場所で調査を行わせて頂くことへのご理解をお願いいたします。
- ご不明な点、ご要望などございましたら、事業者が協会までお願いいたします。
- 事業者へのご要望をお聞かせ下さい。

本日はお忙しい中、説明会にご参加いただきましてありがとうございました。

○宇久町内説明会開催案内書

平成 25 年 4 月 18 日
グリーンパワー株式会社
日本風力開発株式会社

各 位

「宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書」説明会開催について

平素は、我々の計画しております風力発電事業にご理解をいただきましてありがとうございます。

さて、今回の風力発電所建設計画に関し、「環境影響評価法」に基づき「環境影響評価方法書」についての説明会を下記の通り開催させていただきます。

本説明会は、環境影響評価の手法について広く皆様方に知っていただき、ご理解・ご協力をいただくるとともに、評価方法の見地から皆様方にご意見を伺うことを目的として行います。

ご多忙中とは思いますが、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

記

(1) 日 時 平成 25 年 4 月 25 日 (木)

19 時から 21 時まで

(2) 場 所 宇久地区公民館

なお、当日は事業を通じて島の皆様方とどのような関わりを持たせていただくか、改めて風力発電事業をご理解いただくための説明もさせていただく所存です。

以上

(別紙 1 - 6)

「宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書」

閱覽用紙

二住所

三氏名

ご意見があれば、下欄にご記入願います。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	記載の図面や文章に一部異なった表現がある（例：基数の違い、規制範囲の有無）	準備書において、記載内容を十分に確認し、整合性を図ります。
2	50基の風車を建てると、林立する風車群に囲まれ人家・牛舎は身動きが出来ない。事業者の言う「住民の生活保全」がどう確保できるのか？	環境に与える影響の程度を調査、予測、評価し、環境保全対策を検討してまいります。
3	「事業を通じて環境保全と地域活性化に向けて地元の方々と共に存していく方針である<抜粋>」とあるが、現況より優れた島の環境と住民の生活保全が出現可能か具体的な説明をすべき。	今後も地元の皆様のご意見をいただき、環境保全と地域活性化に向けての方策を決定していく所存です。準備書の中で詳細を記述いたします。
4	国内外で風車により、健康を害する人がいるのは確かである。食物や花粉アレルギー等のように、人によって影響が異なるため、因果関係が明確になっていないが、疑わしければ風車と人家は極力離すべきである。	現段階では影響が考えにくい距離で風車の配置を計画しておりますが、今後新たな知見が出たり評価の段階で影響が考えられる場合は、配置変更などの保全措置を検討いたします。
5	事業者の言う「住民の生活保全」を掲げるならば、先進国の規制を参考にして風車から最も近い住居までの距離は2kmとすべきである。本事業ではセットバックを400mとしているが根拠が示されていない。根拠を示すべきである。	「環境省請負業務 平成23年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書」（平成24年3月 公益社団法人日本騒音制御工学会）によると、マサチューセッツ州環境保護省は、典型的な最新実用規模の風力発電の音響パワーレベルは103dB(A)程度であるが、聞き取れる音は風力発電機からの距離とともに急速に小さく

		なり、特に 400m 以遠で、最新の風力発電機に伴う騒音レベルは 40dB(A)以下であり、疫学研究においてアノイアンスに関連するレベルより小さいとされています。
6	方法書にはシャドーフリッカー「表 4.2-10(1)(2)評価手法」以外、環境影響評価の詳細な項目がない。又、シャドーフリッckerに係る環境影響評価の距離を具体的に示すべきである。	シャドーフリッckerについては風力発電機が建設されてからの評価となるため、現況について記載はしておりません。また、予測範囲としては、影響が及びうるとされる風力発電機建設予定位置からロータ直径の約 10 倍（約 930m）の範囲とします。
7	事業者は、並べてみただけで事業計画位置は確定していないと回答したが、であれば全ての環境評価が出来ない筈で、方法書の体をなしていない「即刻事業を」中止を要求する。	方法書に記載した位置は、現時点で最も可能性が高い位置としております。ただし、環境への影響を鑑み今後配置を検討していくものです。
8	民家・牛舎・放牧地等に風車病の可能性がある風車を建てるべきではない。事業者は方法書説明会で(図 2.2-3 事業計画位置について)確定はしていないと発言したが、方法書では 1km 圏内隣接地に殆んど牛舎が存在する。風車先進国デンマークの最大値を採用し 2km 離すようにすべきである。	「環境省請負業務 平成 23 年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書」(平成 24 年 3 月 公益社団法人日本騒音制御工学会)によると、マサチューセッツ州環境保護省は、典型的な最新実用規模の風力発電の音響パワーレベルは 103dB(A)程度であるが、聞き取れる音は風力発電機からの距離とともに急速に小さくなり、特に 400m 以遠で、最新の風力発電機に伴う騒音レベルは 40dB(A)以下であり、疫学研究においてアノイアンスに関連するレベルより小さいとされています。
9	建設位置(音の発生源)が決定しないと調査地点の選定、騒音、振動、影による日照変化等々の評価は出来ない筈、又 500m のずれがあったのでは正確な影響予測と評価は出来ないとも言われており詳細に説明するべき。	方法書に記載した位置は、現時点で最も可能性が高い位置としております。ただし、環境への影響を鑑み今後配置を検討していくものです。

10	<p>建設には土地の改変を行うものであるから、詳細な改変図を付けるべきである。なぜ、宇久の方法書には明確な位置が抜けているのか。詳細な改変図を付けるべきであるし、その理由を説明すべきである。</p>	<p>方法書 p 25 図 2.2-13 に改変位置を明記しておりますが、今後詳細な計画を検討し、改変範囲を決定するとともに、環境影響についても評価していきます。</p>
11	<p>専門家の意見にある「生態系の影響が大きいと評価された際には「英断を下し事業を中止すべきである。」に対し、「諸々の環境保全措置を実施しても多大なる影響が生じると判断された場合には、事業計画の見直しも含めて再検討いたします。」とある。多大とはどれほどの影響なのか示すべきであり、影響が大きい場合は出来るだけ早めに見直し事業を中止すべきである。</p>	<p>「多大」とは回避・低減措置を取っても生態系に大きな影響を及ぼし、島の生態系を大きく損なうことと考えております。なお、その判断については、専門家とよく相談し、準備書の中に記載します。</p>
12	<p>本文の記述の中には掘削方法、基礎部分の構造、使用重機の種類は予定として記載されているが、重機等の使用方法の記載がない。図 2.2-7 設置方法(案)として記載されているが、いかなる工法かを明記すべきである。</p>	<p>図 2.2-7 と方法書 2.2-12 ページに記載しておりますが、準備書では、よりわかりやすく記載いたします。</p>
13	<p>工事期間中の関係車両は、図 2.2-15 に示すとあるが、工事車両は城ヶ岳を中心とする既存の道路を一方通行にて周囲走行するとあり、安全上に配慮したものと思われる、しかし、荷揚げ場(水切)の位置の明示がされてなく、搬入方法はいかなるものか明記されてない。明記すべきである。</p>	<p>荷揚げ場(水切)については、既存の港湾施設を使用するなど、今後環境影響の少ない場所を検討し決定いたします。準備書にて明記いたします。</p>
14	<p>盛土場の位置は図 2.2-13 に示しであり、対象事業実施区域内で処理されるとなっている。対象事業実施区域は、7箇所に区分され其のうち 4 箇所だけが残土処理場を表記し、残り 3 箇所は残土処理場の明記がない。どのように残土処理するのか、4.3 万m³の土量を実際に処分できるのか説明すべきである。</p>	<p>盛土場の数は出来る限り少ない箇所数に抑えたいと考えております。場所については、今後環境影響の少ない箇所を検討してまいります。</p>

15	図 2.2-11、図 2.2-12 に示しであるが、図 2.2-11 での盛土部では、どのような方法で敷き均し、転圧して締め固め密度にするのか方法の記載がない。	工法については、今後詳細設計の段階で現地の状況を確認しながら最適な工法を検討いたします。準備書でできる限り記載いたします。
16	近年の気象状況を見ると局地的な豪雨が各地で頻繁に発生しているが宇久島でも例外ではない、図のような土砂流出防止柵で周辺に流出の危険性は無いのか、十分検討が必要である。	土砂流出防止柵の設置に当たっては、降雨量を十分勘案して設計いたします。
17	図 2.2-12 では盛土部標準施工図(案)では W=40m~15 m H=0.0m とあるが、これで数量計算が出来るか疑問である、明確に面積等を表示すべきである。	H は 3.0m と記載しております。現状は案として示しております。
18	方法書 4.1-6 の表 4.1-3 (2) の環境影響評価項目の選定理由では下段の廃棄物等の中の残土は対象外になっているが本文上段の「図 2.2・11 での盛土部では」、で言うように周囲の影響を考慮して評価項目に加えるべきである。	方法書 p 25 及び p 186 に記載しておりますが、造成等の施工時の残土は対象事業実施区域内で全て処理し、場外への搬出は行わないで調査項目として選定しておりません。

2. 環境全般

No.	意見の概要	当社の見解
19	表 3.2-54 佐世保市における自然公園の概要では西海国立公園の関係市町村で佐世保市全体の面積、概要しか記述がない、宇久島の面積、概要を記述すべき。	西海国立公園五島列島地域管理計画書（平成 17 年 8 月環境省自然環境局九州地区自然保護事務所）によると、平成 17 年 6 月 30 日現在、宇久島は、第 2 種特別地域として 422ha が指定されており、準備書では改めて宇久島について記載いたします。
20	宇久島には 2箇所の保安林があると認識しているが、しかも 2箇所共、建設予定地内である。しかるべき、調査をして建設予定地から外すべき。	寺島は、長崎県土地利用基本計画図では保安林が設定されていませんが、長崎県林政課の資料では保安林が存在しましたので、詳細計画の際に配慮し、また必要な場合は法令に則り手続きを行います。
21	環境影響の調査に当たっては、地域の特性だけでなく、風力発電事業の特性に関しても最新情報の収集に努め、その出典を明らかにすると共に、予測にあたっては可能な限り「定量的」な手法を用いる	予測については、第 4 章で選定している手法に基づき、可能な限り定量的な予測に努めます。

	べきだ。	
22	平成 25 年 4 月 8 日「ウインドパーク笠取で」発生した脱落事故は J82-2・0 で(設置予定機種である)、選定項目の見直し及び追加調査を行い、予測及び再評価を行うべきである。	機種の選定にあたっては、安全性に問題のないものを選定いたします。また、準備書では最終決定した機種にて評価を行います。
23	項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法の見直しや追加調査を行い、予測および評価を行うべきである。新たな文献や国、市、県が出した情報についても漏れが無いか探索し、その結果、新たな事情が判明した場合も追加調査を行うべきである。	ご指摘の通り、準備書の段階においては、最新の情報に基づき、手法の選定・予測・評価をいたします。
24	急傾斜値崩壊危険区域について、「対象事業実施区域に平地区が該当している。」とあるが、他にも看板設置の該当区域地が存在する。追加の調査と環境影響評価の不備を修正の必要がある。	急傾斜値崩壊危険区域は、平地区に 2 箇所、神浦地区に 2 箇所、小浜地区に 1 箇所指定されており、方法書 3.2-69 ページに記載しております。文面については準備書で修正いたします。

3. 騒音

No.	意見の概要	当社の見解
25	手引書 4.2-19 表 4.2-5 (4) の中の項目、大気環境・騒音調査、予測及び評価の手法の中の調査すべき情報の中で調査、風車からの距離、手法が明記されていない。	騒音の調査については、方法書 p 205 に記載のとおり、日本工業規格 JIS Z 8731 に準拠して行います。また、風力発電機の位置については、図 4.2-2 に明記しておりますが、準備書の中で各風車からの最近傍住協との距離を記載いたします。
26	宇久島には 25 地区の集落があり調査地点が 9 地点あるが、何を根拠に 9 地点としたのか、又、調査期間についても強風日を含む 2 日間とするところある。2 日間で調査の成果が出来るのか疑問で有り、再度検討すべきである。	騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域の中で比較的風車に近い住居地域として 9 地点を設定しています。なお、調査期間については種々の条件でデータが取得できるように強風日を含む 2 日間としています。
27	施設の稼働に伴う騒音の調査地域の選定理由を (3) 騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域とした。 (4) 対象事業区域周辺の家屋集合地域を	「環境省請負業務 平成 23 年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書」(平成 24 年 3 月 公益社団法人日本騒音制御工学会)によると、マサチューセッツ州環境保護省は、典型的な最新実

	<p>対象とした。</p> <p>とあるが、風車と住宅の距離で 900m～1200mにおいて、約 6割の施設で苦情が発生していたという調査結果を考慮すると、無理が生じるのではないか。</p> <p>最大の問題点は、人体への影響、畜産農家の牛への影響等があるが、これらの調査にはまったく触れてない。これが宇久町民の反対の理由である。このことについて、国内の例などを調べて説明すべきである。</p>	<p>用規模の風力発電の音響パワーレベルは 103dB(A)程度であるが、聞き取れる音は風力発電機からの距離とともに急速に小さくなり、特に 400m 以遠で、最新の風力発電機に伴う騒音レベルは 40dB(A)以下であり、疫学研究においてアノイアンスに関連するレベルより小さいとされています。</p>
--	---	---

5. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
28	建設残土の処理を湿地やその状態の休耕地などにする場合は、生息種の調査を十分に行い、希少種や注目種の生息生育がない事を確認すべきである。	方法書に記載しておりますとおり、残土処理場予定場所も調査範囲に含め、希少種や注目種等の生息生育の確認に努めます。
29	ホタル科・中でもゲンジボタル・ハイケボタル・ヒメボタルの三種の分布を詳しく調べ、風車建設によるこれらの主への影響を調べるために風車建設前に、これらのホタル科三種の分布状況及び個体数を詳細に把握するべきである。	ご指摘を踏まえ、ゲンジボタル、ハイケボタル、ヒメボタルの 3 種の調査を実施し、分布状況及び個体数の把握に努めます。
30	野鳥保護と自然環境保全の意味を考えると、50 基の風車建設などと言う、無茶な計画は立てられない筈で、即時撤回すべき。	ご指摘を真摯に受け止めた上で、しっかりと環境影響評価を実施し、自然との共生を鑑み、できるだけ環境への影響を回避、低減するよう努めます。
31	鳥類については「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」にある衝突リスクの解析や衝突リスク評価の為の鳥類調査手法、保全措置等を、忠実に実行すべきで、準備書ではこの点を明確にすべきである。	方法書 p.4.2-38 (224) にも記載しておりますが、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に準拠した鳥類調査を行い、衝突リスク評価を行い、準備書にてお示し致します。
32	動植物の調査は、実施する直前に、地点、時期、期間等が適正であるかどうかを熟考し、生息・生育特性を踏まえた手法であるかどうか等を十分に確認し、実施に	調査地点、時期、期間等については、有識者へのヒアリングも行い、十分検討致します。また、天候にも十分配慮した上で調査を実施し、重要な動植物の生息及び生育環

	については天候・風力・視界が適切な日に、適切な時間帯に調査を行い、雨の日・濃霧の日・強風の日や、不適切な時間帯には調査を行わないようすべきである。特に重要な動植物種については、生息及び生育環境を詳細に把握すべきである。	境の把握に努めます。
33	調査の信頼性を確保するために、調査の状況を詳細に記録し公表すべきで、準備書ではこの点を明確にすべきである。	調査の状況は常に詳細に記録することを心がけております。その結果は、準備書に記載し縦覧致します。
34	既に新しいものがでているにも関わらず古い資料が用いられており、本方法書は数年前に日本気象協会がアセスをおこなっているが、この時の調査結果をそのまま引用すべきでない。	準備書では、入手可能な最新の資料を用います。また、調査結果においては過年度の調査結果を利用できる項目については、その結果を引用し、新たに調査を実施する項目も含めて調査結果は準備書にてお示し致します。
35	平成 23 年 1 月 7 日に発表された「鳥類に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に書かれている意味を十分に理解し、手引書に従って事業を進めるべきである。手引きには「望ましい」と言う表現が随所にみられるが、保全地域は鳥獣保護区であり着実に実行すべきである。	「宇久鳥獣保護区」の指定区分は「身近な鳥獣生息地の保護区」であり、方針は「市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。」とあります。「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」によれば、『「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき指定区分された生息地に関する調査を実施することが望ましい。』と記載されており、このことを踏まえて調査を実施致します。
36	佐世保市レッドリスト、長崎県レッドリストの改訂に対して方法書では古いものを使用しているため、最新のものを使って環境影響評価の資料とすべきである。	準備書では最新の資料を使用いたします。
37	重要種の選定については 2011 年の佐世保市レッドリストを選定根拠とされているが、佐世保市レッドリスト 2011 年改訂版に掲載された希少種の全てが含まれて	重要種の選定については、「宇久島で確認された種」を対象として重要種を抽出しております。準備書では、「文献その他の資料一覧」の表に「対象範囲」の列を追記して明

	おらず、選定基準がどこにあるのか不明であるので明らかにすべきである。	確にお示し致します。
38	佐世保市選定の希少種については全て調査対象種とし、十分な保全策をとるべきである。また、佐世保市では宇久島にしか生息しない動植物でも(例:ゲンカイミミナグサ・ナンテンハギ)希少種には指定されていないものもあるので、このような動植物種を資料や調査で探し出して、分布調査を行い事業による影響の評価を行うべきである。	重要種の選定については、「宇久島で確認された種」を対象として重要種を抽出しております。準備書では、「文献その他の資料一覧」の表に「対象範囲」の列を追記して明確にお示し致します。 また、宇久島にしか生息しない動植物についても知見の収集に努めます。
39	砂丘の生態系が落ちている。宇久島の生態系について十分な調査を行い影響を評価するべきである。	方法書で記載しております生態系については、既存資料調査を基に記載しております。今後、現地調査に入り、その結果に応じて砂丘の生態系を追記致します。
40	猛禽類の調査について 50 基の風車群でバードストライクの予測をするためには、島の地形と位置、そして 50 基と言う風車の数を考えると最低でも 20 力以上上の調査地点は必要である。調査については環境省の猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについてーを参考にすべきである。	方法書 p 4.2-39 (225) に記載しておりますとおり、猛禽類については「猛禽類保護の進め方(改訂版)」での記載を踏まえ、1.5km 程度の範囲を調査範囲としております。また、調査地点の設定については、対象事業実施区域及びその周辺を広く見渡せる範囲として定点を設定しております。
41	日本野鳥の会の示すバードストライクのおきる条件から考えると、海岸線や崖地の物は計画から外すべきであり、特に野方はミサゴとハヤブサの繁殖地に非常に近く、風車はこれらの繁殖に強い影響を与える事が考えられるので建設予定地から外すべきである。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に準拠した鳥類調査を行い、衝突リスク評価を行い、準備書にてお示し致します。また、ミサゴとハヤブサの繁殖地からは一定の離隔をとることにより、影響の回避・低減に努めます。
42	バードストライクが起きた場所の近隣に、多くの風車を配置する計画は環境に配慮したものとは、到底思えない。	ご指摘を真摯に受け止めた上で、環境影響評価法に則り、定量的に予測評価を実施致します。また、極力環境への影響を回避、低減するよう努めます。
43	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」などから考えると、寺島・平原草原・スゲ浜～長崎鼻のように海岸線や崖地のものは計画から外すべきである。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に準拠した鳥類調査を行い、衝突リスク評価を行い、準備書にてお示し致します。また、その結果に応じて、風車の配置や基数等のレイアウト変更につ

		いても検討致します。
44	渡り鳥は、通過するだけでなく島内の森林で休息している。この休息地を特定する事は重要であり、休息後の飛び立ちの時間・上昇する方向・移動していく方向などはその日の天候や風向き・風速によつても異なるので、気象条件と飛翔の関係を十分に調査すべきである。また、天候が悪いと渡り途中で島にとどまる、そのときの行動も調査すべきである。このような事を考えると方法書に書かれていくような時間では、十分な影響調査・評価は出来ない。	当該地域については、専門家のヒアリングを実施し、一般鳥類も対象に調査地点を設定しております。様々な生息環境に分かれている一般鳥類の渡りをできるだけ網羅して確認できるよう、山地、耕作地、断崖地の3区分で調査地点を設けています。また、断崖地は半島部付近に設け、島からの飛び出し個体の確認にも努めます。
45	渡り鳥の調査（猛禽類）について島の地形と見通しを考えると最低でも20ヶ所以上は必要である。また、調査条件としては、2月～5月、9月～12月の晴天で風力3以下日の日すべてで、レーダー調査も併用すること、雨天や強風、濃霧の日の調査は無効とする。	渡り鳥の調査地点については、地域特性並びに既往知見を踏まえ、定点を設定しておりますが、出現状況等に応じて適宜調査地点を変更して実施致します。 調査の実施にあたっては天候に十分留意致しますが、実際に風車が稼働する条件としてはおおよそ風力3から9（風力階級）であることから、現況の把握においては、特定の気象条件に限定すべきではないと考えます。 なお、猛禽類は夜間は渡らないことから、レーダー調査は不要と考えております。
46	牧草地を中心に風車を多数設置する場合は、猛禽類等の餌場になっている可能性やハチクマ・アカハラダカ・シギ・チドリなどの渡り鳥のねぐらまたは中継地餌場としての機能が維持されるかについて検討すべきである	猛禽類等の餌場や渡り鳥のねぐらまたは中継地餌場となっている可能性があることから、準備書では、各種の採餌位置を図示した上で、それらが依存している環境を客観的に示しながら、風力発電機の設置位置や改変区域との重ね合わせにより、予測評価を行います。
47	樹林を伐開・整地して風車を設置する場合は、小動物等の狩場として利用されるようになる可能性があることに充分な注意を払って評価をすべきである。	樹林を伐開・整地して風車を設置する場合は、小動物等の狩場として利用されるようになる可能性があることに充分な注意を払って評価いたします。
48	渡り鳥のうち、ツグミ類、ホオジロ類、ムシクイ類等の小鳥類については、夜間に渡り行動をする種も多いことから、こ	ご指摘を踏まえ、可能な限り夜間の渡り鳥を対象にレーダー調査を実施致します。また、調査の実施にあたっては天候に十分留

	これらの種に関する夜間の調査の実施については、2月～5月、9月～11月の晴天で風力3以下の日すべてで、レーダー調査も併用すること。雨天や強風、濃霧日の調査は無効とする。	意致しますが、実際に風車が稼働する条件としてはおおよそ風力3から9（風力階級）であることから、現況の把握においては、特定の気象条件に限定すべきではないと考えます。
49	渡り鳥保護条約に含まれる種が宇久島を中継地として利用していないか調査し、風車の建設によって様々な影響(バードストライク・コースの変更等)を受ける種を抽出し、その保護対策を示すべきである。	ご指摘を踏まえ、渡り鳥保護条約に含まれる種の記録に努め、確認された場合には定量的に予測評価を実施致します。また、バードストライクについては、「鳥類等に関する風力発電施設設立地適正化のための手引き」に準拠した衝突リスク評価を行い、必要に応じて保護対策を検討致します。
50	ミサゴ、ハヤブサが繁殖していることはこれまでの調査で判明しているので、その場所や数を調査し、ペアを作る前の行動、ペアを作った後の行動(採餌や飛翔コース)を十分に調査し、ヒナが巣立った後はヒナと親の行動を調査し、風車による影響を正確に把握し評価すべきである。	方法書 p 4.2-40 (226) にも記載しておりますとおり、猛禽類調査は繁殖期の3～7月に各月1回3日間調査を実施し、調査範囲内に繁殖に成功した個体が存在した場合には、繁殖からヒナが巣立つまでの行動の把握に努めます。
51	海岸や海岸の崖地には希少種のクロサギやカンムリウミスズメの営巣の可能性が考えられるので、十分な調査を行い、影響を評価すべきである。また、ウミウのコロニーへの風車の影響も評価すべきである。	方法書 p 4.2-38 (224) にも記載しておりますとおり、現地調査で確認された種のうち重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合には、十分な調査を行い、その結果に基づいて予測評価を実施致します。また、ウミウのコロニーについても鳥類調査時に確認に努めます。
52	空間飛翔調査について、調査結果に基づいた解析・評価の実施を「鳥類等に関する風力発電施設設立地適正化のための手引き」に従って行うべきである。	方法書 p 4.2-38 (224) にも記載しておりますが、空間飛翔調査については、「鳥類等に関する風力発電施設設立地適正化のための手引き」に準拠して調査、解析・評価を実施致します。
53	コウモリの調査はバッドディテクターだけでは不十分で、少なくとも建設予定地内ではカスミ網を使った調査が必要である。コウモリの死因は低周波ではなく、ブレードが回る時に作り出される、急激な気圧低下に依ると言われているがブレードに衝突する可能性も排除できないので、詳細な調査をすべきである。	ご指摘を踏まえ、必要に応じて捕獲方法を検討致します。また、コウモリの死因については最新の知見の収集に努めます。

54	スゲ浜は県内唯一のクロケシタマムシの生息地。工事中のトラックの出入り等で踏みつけられる影響が考えられるので、十分な調査を実施し、影響の無いような対策をとり、その方法を示すべきである。	スゲ浜については改変を行いません。また、工事中のトラックの出入りもございません。
55	スゲ浜付近では県内唯一サナギガイとスナガイを確認している。これらは、極めて個体数が少なく絶滅寸前である。これは、スゲ浜の海水浴場の工事の際に環境が激変し減少したものであるが、からうじて僅かな個体が生き残っている。この場所の個体群を絶滅させないようにすべきであるが、風車の建設予定地となっており、工事中・工事后を含めて極めて危険である。代替えや移動などは出来ないので、絶滅回避をするためには、土地の改変をしないことである。	スゲ浜については改変を行いません。また、工事中のトラックの出入りもございません。
56	草原性植物の存在を脅かすことのないように、十分な調査を実施し今後も満足な草原生態系が存続出来るようにすべきである。また、風車の建設によって草刈りが行われなくなり草原の生態系が損なわれないよう管理すべきである。他の草原に建設される場合も同様である。	方法書に記載しておりますとおり、生態系についても評価項目の対象としておりますので、定量的な予測評価を実施致します。また、風車建設後の草刈りについては、土地の管理者とも十分協議の上、検討致します。
57	これまで長崎県により保安林の維持には様々な努力(多くの経費=税金)が使われてきた。これまでの税金を無駄には出来ない。これらの防風林の位置を特定し、建設予定地から外すべきである。特に寺島には立派な保安林がある。	建設予定地の一部に保安林がございますが、県の担当部署と協議を行い、必要な場合は手続きを行い、保安林の保全や安全について考慮しながら進める所存です。
58	草原に建設する場合は、改変する場所の植生を十分に調査し、いち早く元の植生に戻るようにし、タワーの下部を砂利や舗装にせず元の植生とすべきである。また、切り土、盛り土などの法面の緑化には在来種とされているが、本地域の種子を採取しそれを播種すべきであり、風車建設により基の植生(遺伝的を含む)を改変しないようにすべきである。	タワーワークは管理車両の通行のため碎石等による舗装を検討していますが、舗装部分は必要最小限にとどめ、その他の改変部は緑化を行う予定です。また、法面の緑化については在来種を用いることとしておりますが、郷土種をできるだけ用いることができるよう検討致します

59	<p>表 4.2-12(2) での調査によると猛禽類については対象事業実施区域及びその周辺 1.5km 程度の範囲の飛翔状況を確認するところあるが、渡り鳥は、夕方の薄暗く、目視できない様な時刻が大半である。目視できない場合は、船舶レーダーで補完調査を行うとあるが、船舶レーダーでは渡り個体群の確認は不可能であるはず、又 渡りの飛翔コースは不明確で、調査方法自体を検討すべきである。</p>	<p>レーダー調査において、明確な渡りの個体群の把握はできませんが、目視で捉えきれない移動の状況（有無）を捉えることができます。また、通過高度も把握することができるので、これと目視あるいは鳴き声による調査を併用することで、客観的な評価を行うことができると思っております。</p>
60	<p>渡り経路で、渡り特性を考慮し調査計画が必要である。さらに春季渡りはその多くが繁殖個体であることに対して、秋季の渡りは巣立ち個体が含まれる。</p> <p>衝突リスクは、年齢によって異なる可能性も考えられることから、渡り個体群の構成も考慮することが望ましいとある。</p> <p>この事からも、調査日時、期間、調査方法も長期間の調査が求められる。又、留鳥に対しでも同様な調査が求められる。</p>	<p>渡り鳥の調査時期及び期間は「ながさきの希少な野生動植物」「長崎県環境影響評価技術指針」を参照した上で、動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における動物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期として、春季（2～3月、5月）に各月1回、秋季（9～10月）に各月2回、調査期間は1週間で設定していることから、春秋各1回の調査で渡り個体群の構成が異なる場合の渡りの状況を把握できるものと考えております。現地調査を1年間実施し、その調査結果で専門家等からの意見聴取を行い、不十分と判断された場合には、補足調査の実施を検討致します。</p> <p>なお、衝突リスクについては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に準拠して調査、予測評価を行います。</p>
61	<p>空間飛翔調査：</p> <p>『「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き』（環境省自然環境局野生生物課、平成23年1月）に準拠し、対象事業実施区域内外に設定したポイントセンサス地点において、一定時間内に飛翔した鳥類を観察・記録する。</p> <p>調査時間は地点毎に30分間を目安とし、その間に出現した種、個体数、高度、時刻、行動状況等を記録する。高度区分は、A(明らかにブレード回転領域内)、B(回転</p>	<p>方法書 p 4.2-38 (224) に記載しておりますように、空間飛翔調査については「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に準拠して調査、予測評価を実施致します。また、希少猛禽類の生息状況については、現地調査を実施し、その結果を元に定量的に予測評価を実施し、準備書に記載致します。</p>

	<p>域の縁)、C(十分に回転域より低空)、D(十分に回転域より高空)とする。</p> <p>定点観察法 渡り鳥の状況に関する現地調査においては、日の出前後～日没前後まで、調査定点付近を通過する猛禽類、小鳥群などの渡り鳥の飛翔ルート、飛翔高度等を記録する。</p> <p>また、希少猛禽類の生息状況に関する現地調査においては、定点の範囲を飛翔する希少猛禽類の状況、飛翔高度等を記録する。』とあるが、調査結果に基づいた解析・評価の実施がなければ調査の意味がない。</p>	
--	--	--

6. 景観

No.	意見の概要	当社の見解
62	宇久島の隣の小値賀島の旧野首教会が世界遺産暫定リスト入りしている。この野首教会から宇久島の風車群は全てが 8～10 km 圏内に入るが、このことについて方法書では全く触れられていない。	旧野首教会につきましては方法書 p 106 及び p 108 で記載しております。
63	モンサンミッシェルが風力発電の建設計画により、世界遺産登録を取り消される危機にあるが、それと同様なことがないのか、世界遺産登録を進めている関係者から十分な意見を聞く必要がある。また、問題がある場合はどのような対策をとるのか？	関係者からの意見の収集に努めます。
64	風車は、どのような配置をしても景観を壊す。送電設備を架空電力線にすると更に景観を壊すので、地下埋設とすべきである。	送電線については、関係地権者の意向も確認し、方法を検討いたします
65	この方法書が、「佐世保市景観計画」に適合するかどうか、十分な根拠に基づく、幅広い議論が必要である。	佐世保市の景観条例にも準拠するよう、適正な評価を行い、配置を計画してまいります。
66	方法書では景観に対しての影響を理解しやすいようにフォトモンタージュにより風車の見え方を示すべきである。	準備書にてフォトモンタージュによる風車の見え方を示します。
67	国立公園は日本を代表する自然で将来へ	風車の配置については、環境上のさまざま

	<p>残すべき自然環境であり景観でもある。これまでも大規模な風力発電所の建設は認められていない。</p> <p>大久保草原 2 基・野方 4 基・大浜 2 基・大浜の北 1 基の合計 9 基は国立公園に隣接している。自然環境保全と国立公園の意味合いを考えると、このような配置はすべきでない。「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に沿って検証し、今後はこのガイドラインを基本に風車の配置を見直すべきである。</p>	な観点から検討を行い、決定いたします。
68	<p>主要な眺望点からの調査地点が宇久島内に限られています。小値賀町からの眺望にも影響があるため小値賀町の「愛宕山」「玉石鼻」等の眺望点からも調査すべきと考えます。</p>	小値賀町からは風車の見えやすい島の北側で、かつ人口の多い柳郷からの眺望で代表できると考えています。
69	<p>景観の調査地域で五島崎より北側・長崎鼻が含まれていないが、これらの場所も調査し影響評価をすべきである。</p>	ご指摘の通り、五島崎より北側及び長崎鼻は調査地点に含まれておらず、北側に関しては「平原ゴルフ場」及び「木場」、長崎鼻に関しては「大浜海水浴場」及び「スゲ海水浴場」等の近くの地点で調査を行い、予測評価を行います。

7. 人と自然との触れ合いの活動の場

No.	意見の概要	当社の見解
70	景観資源として価値の高い場所や「自然との触れあいの場所」は計画から外すべきである。	風車の配置については、環境上のさまざまな観点から検討を行い、決定いたします。

